



住民のみなさまへ お願い



民有地から道路へ越境した枝の適切な管理にご協力ください



剪定のポイントと ルール

・安全に気をつけて作業を



・歩行者や車両の妨げに
ならないように



・剪定した枝は正しく
処理を



①道路への定期的なご確認



自身の敷地の枝が道路にはみ出していないか、定期的にチェックしてください。

②安全かつ適切な剪定・管理



庭木を定期的に剪定・管理し、通行の妨げや事故を防止。通行者の安全を守ります。

③道路の見通しと安全の確保



道路沿いを適切に管理し、運転者と歩行者の見通しを改善。交差点や信号の視認性を確保し、事故を未然に防ぎます。

ご理解とご協力をお願いします

農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では令和8年7月27日久米島町役場において、令和8年度第4回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- | | | | |
|----------------------|---|----|---------------|
| ①農地法第3条の規定による許可申請 | → | 2件 | 審議の結果許可されました。 |
| ②農地法第5条の規定による許可申請 | → | 1件 | 審議の結果許可されました。 |
| ③農用地利用集積等促進計画(案)について | → | 2件 | 審議の結果許可されました。 |

許可申請書及び届出等の申請締め切り日 → 9月15日(火)

令和8年度第5回(8月)農業委員会総会の開催日 → 9月25日(金)

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡をお願いします。

お問い合わせ 農業委員会 ☎985-7134